

施工業者・設置業者用

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム

LED 照明器具

登録手順書～スマートフォン編～

Ver2.0

2022年 10 月

## 目次等

頁	内容	操作権限等	
		工事 ID	設置業者 ID
8	1-1 設置情報をシステムに仮登録する	○	○
11	入力事例① 設置する場合の入力	○	○
14	入力事例② 撤去・修理・ランプ交換する場合の入力	○	○
17	入力事例③ 別の号棟の入力操作を行いたい場合	○	○
19	3-1 LED 照明器具の情報を表示する	○	○
22	4-1 システム利用規約	○	○
29	4-2 システム利用申請書	○	—

## 0-1

## 用語の定義

本マニュアルに記載している用語について説明します。

本マニュアルで使われている用語について説明いたします。

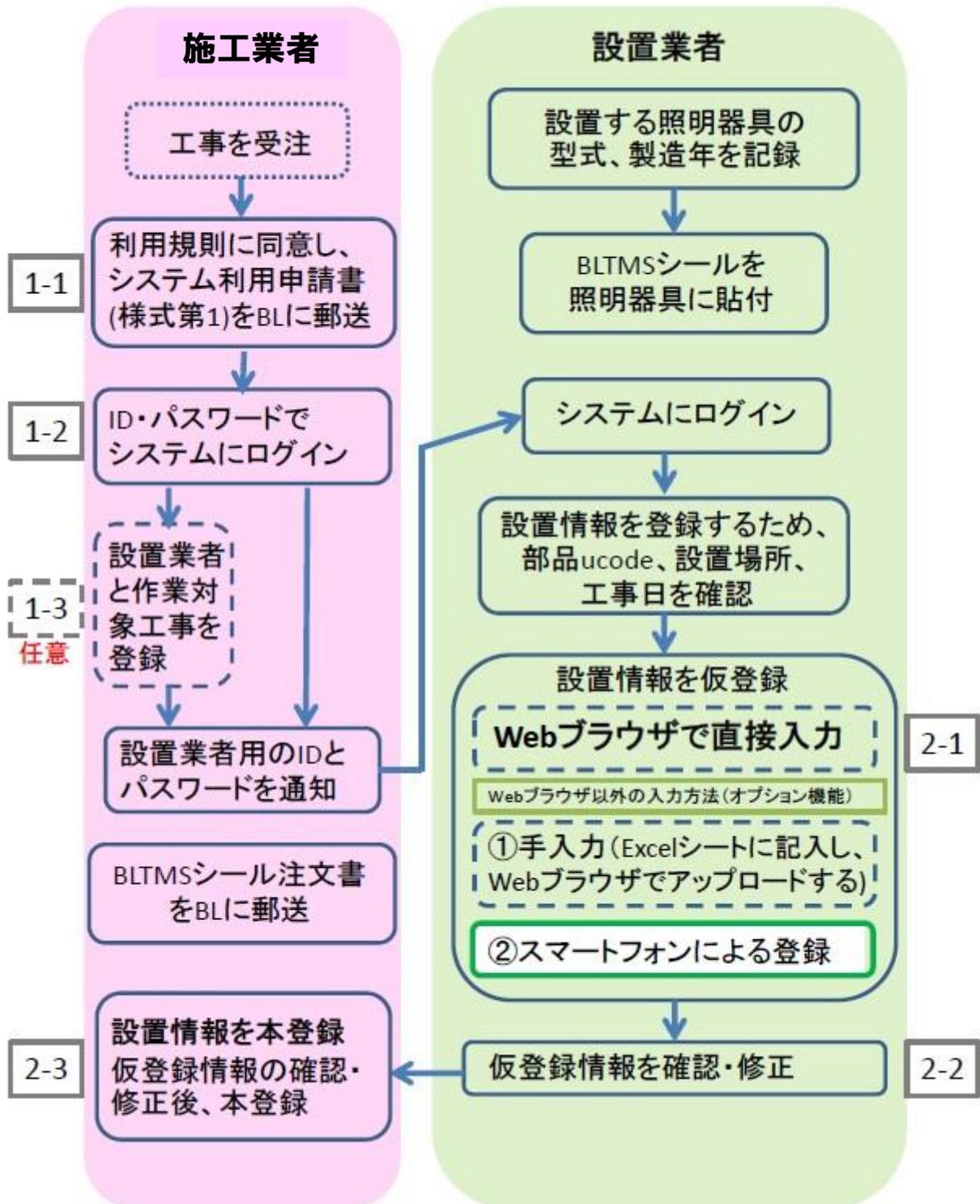
	用語	説明
0	本システム	正式名称は、「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」といいます。このシステムは、利用者が住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ情報管理をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムです。
1	工事等ID	ユーザを識別するために用いられる固有の番号です。施工業者が使うものは、「工事ID」、設置業者が使うものは、「設置業者用ID」といいます。これらを総称して、「工事等ID」としています。
2	仮パスワード	初回だけ、システムにログインするために用いるパスワードです。このパスワードはシステムがランダムに生成します。
3	パスワード	システムにログインする際に用いるパスワードです。仮パスワードでログインした後に、施工業者等が自由に設定できます。パスワードの文字数は8文字以上となります。数字、アルファベット、記号を2種類以上組み合わせる設定が必要です。
4	施工業者	住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者のことです。
5	設置業者	施工者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者のことです。施工者自らが設置業者として作業を行うこともできます。
6	部品 ucode	製品を特定するために利用している個体識別番号で、32桁16進法の番号です。BL証紙には、その番号の下8桁の数字を表記しており、本マニュアルではこの8桁の数字のことを部品 ucode とします。

※ 上記のほか、「システム利用規約」(p.17参照)による。

## 0-2

当マニュアルの  
位置づけ

施工業者及び設置業者の大まかな作業の流れの中の当マニュアルの位置づけを示します。



## スマートフォンやソフトウェア等の動作環境

2022年10月時点の確認状況です。

	推奨動作環境
スマートフォン	【iPhone】 iOS7.0 以上 【Android】 Android4.0 以上
Webブラウザ	Safari Google Chrome

本システムに登録する製品は、次のBL-TMSシールが貼付されるLED照明器具です。



## 本システムで利用することのできる QRコードの読み取り用アプリの入手方法

アプリの名称：ucode reader

### (1) iPhone でのインストール方法

- ① 「App Store」をタップする。
- ② 「検索」をタップする。
- ③ 「ucode reader」と入力する。
- ④ 「入手」ボタンをタップする。



### (2) Android でのインストール方法

- ① 「Playストア」をタップする。
- ② 虫眼鏡をタップする。
- ③ 「ucode reader」と入力する。
- ④ 「インストール」をタップする。



# 第1章 設置情報の登録

スマートフォンを使った登録方法を説明します。

## ■本章の内容

1-1 設置情報をシステムに仮登録する・・・・・・・・・・ 8

## 1-1

## 設置情報をシステムに仮登録する

設置業者（又は施工業者）が Web ブラウザを使って設置情報を入力する方法を説明します。

1 スマートフォンのブラウザを開いて、システムにログインします。

① スマートフォンのブラウザで下記 URL にアクセスします。

<https://www.bltns.jp/mobile/login>

② 設置業者用の ID とパスワードでログインします。

この QR コードを読み取ると、ログイン画面にアクセスできます。



③ 工事区分で「LED 照明器具工事」を選択します

④ 工事を行う団地をフルダウンメニューから選択します。

ここに団地名の一部の文字を入れることによって、団地を絞り込むことができます。

⑤ 「選択」ボタンをタップします。

「ucode reader」で QR コードを読み取ると下図のログイン画面が表示されますが、このままログインしないでください。右上隅にあるアイコンをタップすると、ログイン画面を標準ブラウザから開くことができますので、そこからログインしてください。



ログイン

ユーザID  
001985

パスワード  
\*\*\*\*\*

② ログイン

「ログイン」ボタンをタップします。

団地選択

部品情報確認画面へ

工事区分と団地を選択してください

工事区分  
○ 住警器工事 ○ LED照明器具工事

団地選択

絞り込みキーワード

団地

③

④

⑤ 選択

「選択」ボタンをタップします。

- ⑥ 街区・号棟を入力します。  
番号入力の場合は半角数字 7 桁で入力してください。
- ⑦ 設置場所・灯番号を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「設置」を選びます。
- ⑨ 部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。
- ⑩ LED 照明器具の製造業者名を「登録済の製造業者を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、製造業者名を入力します。
- ⑪ LED 照明器具の型式を「製造業者を選択後、登録済みの型式を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、型式を入力します。
- ⑫ LED 照明器具の製造年を西暦 4 桁（半角）で入力します。
- ⑬ 「登録」をタップすると設置情報を仮登録します。



「部品 ucode」は、何の数字を入力すればいいの？

LED 照明器具に貼付したトレーサビリティシールに表示されている 8 桁の数字を入力して下さい。



LED照明器具工事の施工情報登録 ☰

団地名 いちよう屋中園立

街区・号棟⑥

設置場所・⑦

灯番号

工事種別

⑧ 設置 撤去 修理 ランプ交換

部品ucode

⑨  QR 設置情報から

製造業者

⑩  ▼

型式

⑪  ▼

製造年

⑫

⑬ 登録 取消

## 第2章

## 入力事例①、②

新規に LED 照明器具を設置する場合や、撤去・修理・ランプ交換を行う場合の入力方法等を説明します。

### ■本章の内容

- ① 設置する場合の入力・・・・・・・・・・ 11
- ② 撤去・修理・ランプ交換する場合の入力・・・・・・・・・・ 14
- ③ 別の団地の入力操作を行いたい場合・・・・・・・・・・ 18

1

## 設置する場合の入力

LED 照明器具を新たに設置する場合のスマートフォンの入力方法を説明します。

1 スマートフォンのブラウザを開いて、システムにログインします。

① スマートフォンのブラウザで下記 URL にアクセスします。

<https://www.bltns.jp/mobile/login>

② 設置業者用の ID とパスワードでログイン

この QR コードを読み取ると、ログイン画面にアクセスできます。



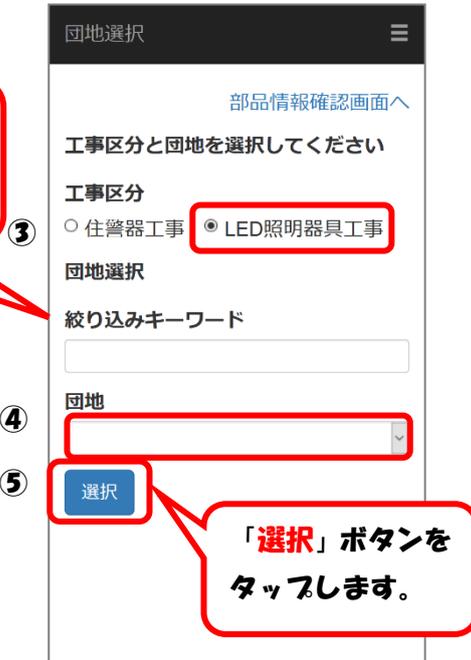
③ 工事区分で「LED 照明器具工事」を選択します

④ 工事を行う団地をプルダウンメニューから選択します。

ここに団地名の一部の文字を入れることによって、団地を絞り込むことができます。

⑤ 「選択」ボタンをタップします。

「ucode reader」で QR コードを読み取ると下図のログイン画面が表示されますが、このままログインしないでください。右上隅にあるアイコンをタップすると、ログイン画面を標準ブラウザから開くことができますので、そこからログインしてください。



- ⑥ 街区・号棟を入力します。  
番号入力の場合は半角数字 7 桁で入力してください。
- ⑦ 設置場所・灯番号を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「設置」を選びます。
- ⑨ 部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。
- ⑩ LED 照明器具の製造業者名を「登録済の製造業者を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、製造業者名を入力します。
- ⑪ LED 照明器具の型式を「製造業者を選択後、登録済みの型式を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、型式を入力します。
- ⑫ LED 照明器具の製造年を西暦 4 桁（半角）で入力します。
- ⑬ 「登録」をタップすると設置情報を仮登録します。



### 「部品 ucode」は、何の数字を入力すればいいの？

LED 照明器具に貼付したトレーサビリティシールに表示されている 8 桁の数字を入力して下さい。



LED照明器具工事の施工情報登録 ☰

団地名 いちよう屋敷国立

街区・号棟⑥

設置場所・⑦

灯番号

工事種別

⑧ 設置 撤去 修理 ランプ交換

部品ucode

⑨  QR 設置情報から

製造業者

⑩

型式

⑪

製造年

⑫

⑬ 登録 取消

- ⑫ 誤って登録した仮登録を取り消す場合は、「街区・号棟」「設置場所・灯番号」を入力してから、「設置情報から」ボタンを押します。

対象の「街区・号棟」「設置場所・灯番号」に登録済みの部品や仮登録された部品の一覧が表示されるので、取消する仮登録を探し「削除」ボタンを押します。



## 2

撤去・修理・ラン  
プ交換する場合  
の入力LED 照明器具と撤去・修理・ランプ交  
換する場合の入力方法を説明します。1 スマートフォンのブラウザを開い  
て、システムにログインします。

- ① スマートフォンのブラウザで下記 URL に  
アクセスします。  
[<https://www.bltns.jp/mobile/login>]
- ② 設置業者用の ID とパスワードでログイン  
します。

この QR コード  
を読み取ると、  
ログイン画面に  
アクセスできま

ログイン

ユーザID  
001888

パスワード  
\*\*\*\*\*

② ログイン

「ログイン」ボタンを  
タップします。

- ③ 工事区分で「LED 照明器具工事」を選  
びます。
- ④ 工事を行う団地をプルダウンメニューから  
選択します。

ここに団地名の一部の文字  
を入れることによって、団地  
を絞り込むことができます。

- ⑤ 「選択」ボタンをタップします。

団地選択

部品情報確認画面へ

工事区分と団地を選択してください

工事区分  
○ 住警器工事 ● LED照明器具工事

団地選択

絞り込みキーワード

④

⑤ 選択

「選択」ボタンを  
タップします。

- ⑥ 街区・号棟を入力します。  
番号入力の場合は半角数字 7 桁で入力してください。
- ⑦ 設置場所を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「撤去」「修理」「ランプ交換」のいずれかを選びます。
- ⑨ 部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。  
または、「設置情報から」をタップして、⑥⑦で入力した「街区・号棟」「設置場所・灯番号」に登録済みの部品の一覧を表示し、その中から選択します。
- ⑩ 「登録」をタップすると設置情報を仮登録します。

LED照明器具工事の施工情報登録

団地名

設置場所・灯番号

⑧ 工事種別

⑨ 部品ucode

⑩



「部品 ucode」は、何の数字を入力すればいいの？

LED 照明器具に貼付したトレーサビリティシールに表示されている 8 桁の数字を入力して下さい。



- ⑪ 誤って登録した仮登録を取り消す場合は、「街区・号棟」「設置場所・灯番号」を入力してから、「設置情報から」ボタンを押します。

対象の「街区・号棟」「設置場所・灯番号」に登録済みの部品や仮登録された部品の一覧が表示されるので、取消する仮登録を探し「削除」ボタンを押します。



3

## 別の団地の入力操作を行いたい場合

スマートフォンでの登録作業中に、LED 照明器具の設置情報を登録する団地が変更した場合に、団地を変更する方法を説明します。

1 画面の右上をタップする。

- ① 別の号棟に変更する場合は、右上の「☰」をタップし、「戻る」をタップし、団地選択画面に戻ります。



## 第3章

# LED 照明器具の情報の表示

スマートフォンを使って、LED 照明器具の部品情報と設置情報を表示します。

### ■本章の内容

3-1 LED 照明器具の情報を表示する . . . . . 19

## 3-1

LED 照明器具の情報を表示  
する

登録済みの LED 照明器具の部品情報と設置情報をスマートフォンで表示します。

1 スマートフォンのブラウザを開いて、システムにログインします。

① スマートフォンのブラウザで下記 URL にアクセスします。

[<https://www.bltns.jp/mobile/login>]

② 設置業者用の ID とパスワードでログインします。

この QR コードを読み取ると、ログイン画面にアクセスできます。



②

ログイン

ユーザID  
001985

パスワード  
\*\*\*\*\*

ログイン

「ログイン」ボタンをタップします。

③ 工事区分で「LED 照明器具工事」を選びます。

④ 右上に表示される「部品情報確認画面へ」をタップします。

③

団地選択

部品情報確認画面へ

工事区分と団地を選択してください

工事区分  
○ 住警器工事 ● LED照明器具工事

団地選択

絞り込みキーワード

団地

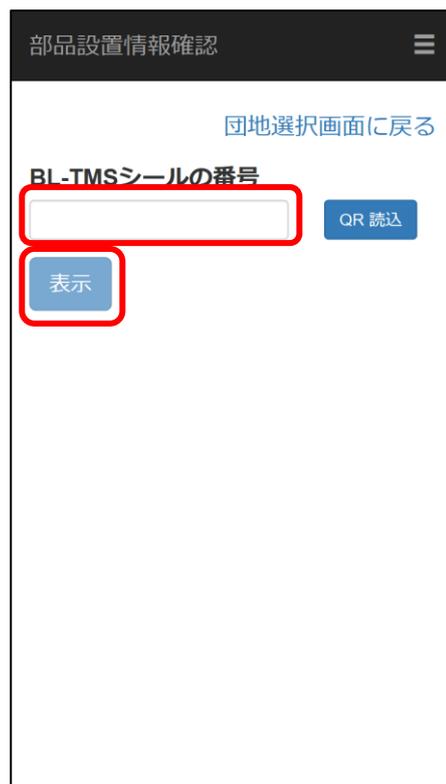
選択

④

- ⑤ BL-TMS シールの番号入力画面になるので、部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。

※ 番号入力欄には半角の数字しか入力できません  
入力できないときは、全角入力になっていないか、数字以外を入力していないかを確認してください。

- ⑥ 「表示」ボタンを押します。
- ⑦ 指定した LED 照明器具がシステムに登録済みであれば、その部品情報と設置情報が表示されます。
- ⑧ 元の画面に戻るには、右上の「≡」をタップして表示されるメニューから、「戻る」を選んでください。



## 第4章

# システム利用規約

システムを利用する施工者および設置業者は、システム利用規約に同意することが必要です。

システム利用申請書は、システム利用規約に同意した上で、施工者がベターリビングに申請する必要があります。

### ■本章の内容

4-1 システム利用規約	22
4-2 システム利用申請書	29



# 4-1

## システム利用 規約

住宅部品トレーサビリティ情報管理  
システム利用規約をご確認ください。

### (目的)

#### 第1条

この利用規則は、一般財団法人ベターリビング（以下、当財団という。）がトレーサビリティ情報の管理を行うことができる優良住宅部品として認定した住宅部品に関する情報を管理するために当財団が提供する住宅部品トレーサビリティ情報管理システム（以下、本システムという。）を、当財団が許可した者（以下、利用者という。）が無償で利用することに関して必要な事項を定めることを目的とします。

### (用語の定義)

#### 第2条

この利用規則において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。

1. 「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」とは、住宅管理者が、自らの住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ管理情報をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムをいいます。
2. 「利用者」とは、住宅管理者、施工業者、設置業者、製造メーカ又はシステム管理者をいい、それぞれの利用者は、次の者をいいます。
  - (1) 住宅管理者：住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者。住宅の管理を委託された者を含む
  - (2) 施工業者：住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者
  - (3) 設置業者：施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者
  - (4) 製造メーカ：住宅部品を製造し、優良住宅部品として当財団の認定を受け、個品識別 ID が表示された、当財団が頒布する証紙を貼付して製品を出荷する者
  - (5) システム管理者：利用者への ID 等の発行及び本システムの保守等を行う、当財団及び当財団が委託した第三者
3. 「トレーサビリティ管理情報」とは、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報をいい、それぞれの情報は次によります。
  - (1) 住宅情報：住宅の所在地。住所のほか、団地の場合は団地名、号棟、号室など
  - (2) 製品情報：製造メーカ名及び製品を個別に識別する番号など
  - (3) 工事情報：住宅管理者が発注、委託等を行う、住宅部品の設置、取り外し、廃棄等の工事に関する、工事名、工事期間、施工業者名など
  - (4) 設置情報：住宅部品の工事が行われた住宅の所在地と、設置・廃棄等された住宅部品の個品識別情報、設置した施工業者、設置した時期など

**(本システムの利用)****第3条**

1. 利用者は、本利用規則に同意した場合に限り、本システムを利用できるものとします。
2. 利用者は、当財団に対し、本システムの利用について、何らの権利や法的利益を有するものではないことを確認するとともに、名目の如何を問わず、一切の請求、異議申立てをしないものとします。

**(情報の閲覧等)****第4条**

利用者の種類に応じた情報の登録、閲覧及び編集の範囲は次のとおりとします。

- (1) 住宅管理責任者は、自らの住宅に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (2) 施工者は、工事等を請け負った工事について、工事期間又は工事期間に加えて該工事の発注等を行った住宅管理責任者が定める期間のみ、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (3) 設置業者は、施工者から指定された工事に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報を施工者から指定された工事期間中登録ができるものとします。
- (4) 製造メーカーは、自らの製品情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (5) システム管理者は、本システムで取り扱う全ての情報を登録、閲覧及び編集ができるものとします。

**(利用規則の変更)****第5条**

1. 当財団は、この利用規則を予告なく変更することがあります。この場合には、全ての提供条件は変更後の利用規則によります。
2. 当財団は、この利用規則を変更するときは、本システムのトップページ、その他当財団が定める方法により通知します。

**(利用終了後の措置)****第6条**

1. 当財団は、利用者が本システムの利用の終了を通知したとき、又は、予め指定された期間が設定されている場合の当該期限を経過したときは、関係ログインID及びパスワードではログインできない措置を講ずるものとします。
2. 利用者は、前項の状態となっている場合においても、当財団が指定する方法かつ期間の間に限り、当該利用者に係る保管情報の提供を受けることができるものとします。
3. 前項による場合にかかる料金は、当財団の定めによるものとします。

**(本システムの提供にかかる責務)****第7条**

1. 当財団は、利用者によって登録された情報の正確性について、一切の責任を負わないものとします。
2. 本システムの利用ができなくなった場合、保管情報が消失、毀損又は破壊された場合その他本システムの運営・管理に何らかの支障が生じた場合、当財団は、当財団の故意又は重過失による場合を除き、利用者に対し、名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

**(利用のための機器等の準備)****第8条**

利用者は、本システムを利用するにあたり、次の事項を準備し、維持するものとします。

- (1) インターネットへの接続環境
- (2) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア等、環境要件
- (3) 当財団からの通知等を受信することが可能な、電子メールのアドレス

**(アカウントの発行及び管理)****第9条**

1. 当財団は、本システムを利用するためのログイン ID 及び初期パスワードを利用者に発行するものとします。ただし、以下の利用者にあつては、それぞれ次に定める方法により発行を受けるものとします。
  - (1) 施工者は、当財団が別に定める申請書に必要事項を記入押印の上、住宅管理者から本システムを利用する工事を受注したことが確認できる資料の写しを添えて、当財団に書面をもって提出するものとします。
  - (2) 施工者は、当該工事に係る情報を登録する設置業者のログイン ID 及び初期パスワードを発行できるものとします。
2. 利用者は、初期パスワードでのログイン後、当財団に連絡することなく、本システム上でパスワードを変更することができるものとします。
3. 利用者は、発行されたログイン ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
4. 利用者は、ログイン ID 及びパスワードが窃用その他不正使用され又はその可能性があることが判明したときは、直ちに当財団にその旨を連絡するとともに、当財団から指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 施工者は、設置業者に対し本システムの利用規則を順守させるものとします。また、設置業者が本システムを利用するにあたり本利用規則の禁止事項を行った場合は、設置業者だけではなく、施工者もその行為を行ったとみなします。

## （本システムへのログイン）

### 第 10 条

本システムの利用にあたっては、前条第 1 項及び第 2 項で発行されたログイン ID 及びパスワードを使用するものとします。

## （本システムの利用方法）

### 第 11 条

利用者は、当財団が別に定める、本システムへの情報の登録、閲覧及び編集等の方法に従い、本システムを利用するものとします。

## （本システムの著作権等）

### 第 12 条

利用者は、当財団が本システムの提供において用いるソフトウェア、ホームページ、操作説明書等に係る著作権等に関して、明示的に定められているものを除き、当財団、業務委託を行った者及びそれらにライセンスを提供する第三者が保有していることを了解するものとします。

## （禁止事項）

### 第 13 条

利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規則に反すること
- (2) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本システムを利用すること
- (3) 当財団の信用を毀損するおそれがある態様で本システムを利用すること
- (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、もしくは本システムに関連して使用し、又は第三者に提供すること
- (5) 住宅部品のトレーサビリティ管理に使用する情報以外の情報を登録すること
- (6) 本システムを他の利用者の利用に対し支障を与える態様において利用すること
- (7) その他当財団が不適切と判断すること

## （本システムの利用の制限）

### 第 14 条

1. 当財団は、利用者が次の各号の一に該当するとき、本システムの利用を制限することができる（閲覧は可能とするが、すでにある登録を抹消したり、もしくは今後登録させなかったりする、ログインできないようにする、ID を無効化する、その他当財団が任意にとる措置を含む）ものとします。
  - (1) 本利用規則に反するおそれがあることが明らかであるとき
  - (2) 前条の定めに違反したとき
2. 当財団は、前項の利用の制限を行うときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## (システム利用の中止)

### 第 15 条

当財団は、利用者が以下の各号の一に該当することが判明した場合は、何らの催告を要せず、本システムを利用できない措置をとることができるものとします。

- (1) 第 13 条の定めに違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (6) その他 (2) ないし (5) に準ずる行為
- (7) 利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 利用者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が利用者の属する組織の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 利用者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## (システム提供の停止)

### 第 16 条

1. 当財団は、次の各号に掲げるときは、本システムの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
  - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ないとき
  - (3) 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の不可抗力により本システムの利用が提供できなくなったとき
  - (4) インターネット接続業者や第一種通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等により本システムの利用の提供が困難になったとき
  - (5) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセス等のインターネット上での攻撃等により本システムの利用の提供が困難になったとき
  - (6) その他当財団が必要と判断したとき
2. 当財団は、本システムの利用を提供する設備等に障害が発生し正常な利用ができない場合は、障害の直近にバックアップされた情報に遡って再開するものとします。
3. 当財団は、第 1 項に基づき本サービスの提供を停止するときは、事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

**（個人情報の取扱）****第 17 条**

1. 当財団は、個人情報保護法に準拠し、当財団の個人情報保護方針 ([http://www.cbl.or.jp/privacy\\_policy.html](http://www.cbl.or.jp/privacy_policy.html)) に基づき、個人情報を適切に取り扱うこととします。
2. 当財団は、次に示す利用目的以外に利用者の個人情報を利用しないものとします。ただし、これ以外の利用目的について、利用者の同意を得た場合はこの限りではありません。
  - (1) ログイン ID 及び初期パスワードの発行等に係る事務
  - (2) 利用者の本人確認に必要な事務
  - (3) 情報の登録、閲覧及び集計の結果の確認、通知等に係る事務
  - (4) 登録された住宅部品に不具合等が発生した場合の通知に係る事務
  - (5) 本システムの利用に関する問い合わせ等に係る事務
3. 当財団は次のいずれかに該当する場合を除き、利用者から取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。
  - (1) 法令に基づく請求があったとき
  - (2) 利用者の同意があるとき
  - (3) その他正当な理由があるとき

**（登録情報の扱い）****第 18 条**

当財団は、登録された情報をサービスレベルの向上及び個別の属性情報が特定されない状態での統計処理を目的とした範囲内で活用させて頂く場合があります。

2016 年 月 日制定 一般財団法人ベターリビング

## 4-2

システム利用  
申請書

住宅部品トレーサビリティ情報管理システムを利用するためには、システム利用申請書をベターリビングに提出する必要があります。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム  
システム利用申請書

新規 ・  ID 再利用:   
(再利用IDを記入)

申請日 令和 年 月 日

一般財団法人 ベターリビング  
理事長 兵鍋 純 様

(申請者※1)

住所

会社名

代表者名

(印)

一般財団法人ベターリビングの定める「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム利用規則」に同意し、以下の内容で、システムの利用を申請します。

この申請書に記載の事項は事実に相違ありません。

## 1. システム利用者登録情報 (ID 再利用は記載不要ですが変更箇所は記載ください)

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mail アドレス)※2

## 2. 工事情報

発注者名	
工事件名	
対象団地名	住宅用火災警報器
	LED 照明器具
工事期間 ※5	年 月 日 ~ 年 月 日

- ※1 申請者は工事の元請け事業者である必要があります。(工事請負契約書の1枚目の写し等)を添付してください。
- ※2 システム利用のために発行されるログインIDは、このアドレス宛にE-mailでお送りします。
- ※3 パスワードは半角の英数字と記号が利用出来ます。(0~9, a~z, A~Z, !"#%&'()\*+,-./:;<=>@[^\_`{|}~)。英字、数字、記号のうち2種類以上を混ぜたものを使って下さい。
- ※4 仮パスワードでログイン可能なIDを通知します。
- ※5 システムの利用期限は、工期末日から60日間です。その他の利用期間を希望する場合は、発注者にご相談ください。利用期限はログイン後に確認できます。

## 3. 設置業者用利用者情報登録

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

本書の送付先：〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6F。  
 一般財団法人ベターリビング 住宅部品企画部 保険・表示課 トレーサビリティ係。  
 お問い合わせ：TEL 03-5211-0398 E-mail 住警器：[bltms@cbl.or.jp](mailto:bltms@cbl.or.jp)、LED照明：[bltms-light@cbl.or.jp](mailto:bltms-light@cbl.or.jp)

住宅部品トレーサビリティ管理システム  
LED 照明器具  
登録手順書～スマートフォン編～ver2.0

発行：一般財団法人ベターリビング  
問合せ先：住宅部品企画部 トレーサビリティ係  
電話：03-5211-0998

お電話受付時間：9：30～18：00  
(土、日、祝日、夏季休暇、年末年始を除く)

E-mail : [bltms-light@cbl.or.jp](mailto:bltms-light@cbl.or.jp)

2022.10 更新  
無断複写・転載を禁ずる